

新潟県病院局管理規程第13号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年10月21日

新潟県病院事業管理者 山 崎 理

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号を加える。

改 正 後	改 正 前										
<p>（手当の種類）</p> <p>第2条 手当の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 看護職員処遇改善手当</u></p> <p><u>(看護職員処遇改善手当)</u></p> <p>第10条 <u>医療職給料表(目)の適用を受ける職員のうち、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に規定する看護職員処遇改善評価料を算定する公署に在籍する職員に、看護職員処遇改善手当を支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する手当の額は、勤務1月につき、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">前月の夜勤回数</td> <td style="text-align: center;">手当の額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8回以上</td> <td style="text-align: center;">16,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4回～7回</td> <td style="text-align: center;">14,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1回～3回</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0回</td> <td style="text-align: center;">8,000円</td> </tr> </table> <p>（再任用短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例）</p> <p>第11条 (略)</p> <p>（月額の手当の特例）</p> <p>第12条 (略)</p> <p>（実施に関し必要な事項）</p> <p>第13条 (略)</p>	前月の夜勤回数	手当の額	8回以上	16,000円	4回～7回	14,000円	1回～3回	10,000円	0回	8,000円	<p>（手当の種類）</p> <p>第2条 手当の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>（再任用短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例）</p> <p>第10条 (略)</p> <p>（月額の手当の特例）</p> <p>第11条 (略)</p> <p>（実施に関し必要な事項）</p> <p>第12条 (略)</p>
前月の夜勤回数	手当の額										
8回以上	16,000円										
4回～7回	14,000円										
1回～3回	10,000円										
0回	8,000円										

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の規定は、令和4年10月1日から適用する。